

○富山市野外教育活動センター使用料の徴収等に関する規則

平成 17 年 4 月 1 日

富山市規則第 242 号

改正 平成 17 年 9 月 30 日富山市規則第 325 号

令和元年 9 月 26 日富山市規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山市野外教育活動センター条例（平成 17 年富山市条例第 253 号。以下「条例」という。）に規定する使用料の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の還付)

第 2 条 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 9 条第 1 号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第 9 条第 2 号に該当するとき。 70 パーセント相当額
- (3) 条例第 9 条第 3 号に該当するとき。 別に定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、富山市野外教育活動センター使用料還付申請書（別記様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(端数計算)

第 3 条 前条第 1 項の規定による使用料の還付の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市野外教育活動センター使用料の徴収等に関する規則（平成 4 年富山市規則第 26 号）

の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日富山市規則第 325 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 26 日富山市規則第 28 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別記様式(第2条関係)

富山市野外教育活動センター使用料還付申請書

年 月

(宛先)富山市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

TEL

次のとおり使用料の全部又は一部の還付を受けたいので申請します。

使用予定施設名	
使用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
還付を必要とする理由	
※ 還 付 額	

備考

- 1 使用料領収書を添付してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

別記様式（第2条関係）